第8号様式

個人情報開示決定等期間特例延長通知書

第　　　　号
年　　月　　日

様

鎌倉市川喜多映画記念館指定管理者 川喜多・KBSグループ 共同事業体代表者
公益財団法人川喜多記念映画文化財団　代表理事　武田 和　　　㊞

年　　月　　日に開示等の申出のありました個人情報については、川喜多・KBSグループ個人情報取扱規程第18条第3項の規定により、申出のあった日から起算して60日以内（訂正・利用停止については65日以内）に個人情報の相当部分について開示決定等を行い、残りの個人利用については、相当の期間内に開示決定を行いますので、次のとおり通知します。なお、開示決定等を行ったときは、通知します。

申出の区分	□ 開示　　□ 訂正　　□ 利用停止
申出に係る個人情報の内容	
60日以内（訂正・利用停止については65日以内）に個人情報のすべていついて開示決定等を行うことができない理由	
個人情報の相当の部分について開示決定等を行う期限	年　　月　　日
残りの個人情報について開示決定等を行う期限	年　　月　　日

問い合わせ先　鎌倉市川喜多映画記念館指定管理者　川喜多・KBSグループ
電話　0467－23－2500